

津市上下水道事業公告第40号

次のとおり津市上下水道事業営業関連業務委託に係るプロポーザルを実施するので、公告します。

令和7年10月3日

津市上下水道事業管理者 松下 浩己

別紙のとおり

1 業務の概要

(1) 件名

津市上下水道事業営業関連業務

(2) 業務対象区域

業務対象区域は津市給水区域全般及び公共下水道区域、市営浄化槽区域、農業集落排水処理施設区域、共同汚水処理施設区域（以下「公共下水道等区域」という。）並びに発注者が定めた区域とする。

(3) 業務内容

別紙「津市上下水道事業営業関連業務委託仕様書」のとおり

(4) 提案見積限度額

総額 1, 466, 400, 000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(5) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までを本業務の準備期間とし、業務履行期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（60 か月）とします。なお、準備期間においては、委託料は発生しないものとする。

(6) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(7) 担当部署

津市上下水道管理局営業課料金担当

〒514-0073 三重県津市殿村5番地

電話 : 059-237-5805

FAX : 059-237-5819

E-mail : 237-5805@city.tsu.lg.jp

2 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）からダウンロードすること。

3 プロポーザル実施スケジュール

実施の公告（実施要領の公表）	令和 7 年 1 0 月 3 日（金）
質問書の受付期間	令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火） 午後 5 時まで
質問書の回答期限	令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金） 午後 5 時まで
参加申込書類提出期限	令和 7 年 1 0 月 2 3 日（木） 午後 5 時まで
資格要件適格通知	参加申込書類提出後速やかに
企画提案書提出期限	令和 7 年 1 0 月 2 9 日（水） 午後 5 時まで
審査（ヒアリング審査）	令和 7 年 1 1 月 1 3 日（木）
審査の結果通知	審査後速やかに

4 参加資格要件

本業務の企画提案に参加できる者は、公告日から契約の締結日までの間において、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 7 条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託関係）において登録があり、「事務事業委託の公共サービス業務及び上下水道料金徴収」を希望する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤があり、経営状態が健全であること。
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (5) 本公告日から契約締結日までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 国税、本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 本業務委託内容と同種または類似の業務について、給水人口22万人以上の地方公共団体及び地方公営企業法第2条に規定する企業から過去10年間で3年以上の履行実績（システム構築は含まなくても可）を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。
- (9) 常時雇用関係があり、かつ本業務委託内容と同種または類似の業務について、実務経験を3年以上有する業務責任者を配置できる者であること。
- (10) 常時雇用関係がある給水装置工事主任技術者の資格を有する者が1名以上、配置できる者であること。
- (11) 事業者が、プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001のいずれかの資格を有すること。

5 審査方法等

プロポーザルの審査は、参加資格を有すると認められた参加申込事業者

（以下、「参加事業者」という。）から「企画提案書等」の提出を求めたのち、「津市上下水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザル選定基準」（以下「選定基準」という。）に基づいた審査方式で実施する。

審査については、津市上下水道事業営業関連業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。審査委員会は、学識経験のある者等及び本市の職員で構成する。

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング審査により失格基準点以上で評価基準総合点が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、参加事業者が１者のみの場合であっても、審査を実施する。

6 契約手続等

受託候補者に決定した者と業務内容及び契約金額等の契約条件について協議のうえ、見積書を徴取し、地方公営企業施行第２１条の１３ 第１項第２号による業務委託契約を締結するものとする。ただし、受託候補者と協議が整わない場合、その者の受託候補者としての決定を取り消し、受託候補者に次いで失格基準点以上の高い評価点を得た参加事業者を新たに受託候補者として取り扱う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市上下水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザル実施要領」によるものとします。

【問い合わせ先】

津市上下水道管理局営業課

〒５１４－００７３ 三重県津市殿村５番地

電話 ： ０５９－２３７－５８０５

F A X ： ０５９－２３７－５８１９

E－m a i l : 237-5805@city.tsu.lg.jp